

## 死亡等による消除【様式第4号の1】

介護支援専門員が亡くなったり、欠格事由に該当したりした場合、届出義務者により登録の消除を行う必要があります。

### 1 介護支援専門員に生じた届出事由及び届出義務者

	介護支援専門員に生じた事由	届出義務者
(1)	死亡	相続人
(2)	心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものに該当した	本人又はその法定代理人若しくは同居の家族
(3)	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	本人
(4)	介護保険法その他介護保険法施行令第35条の2で定める法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者に該当した	

### 2 必要書類

	必要書類	留意点
①	様式第4号の1（介護支援専門員死亡等届出書）	プリントアウトできない場合は「様式第4号の1請求」と朱書きのうえ、返信用封筒と84円切手を同封して郵送してください。
②	1-(1)の場合	該当する書面の添付が必要です。
	1-(2)の場合	
	1-(3)(4)の場合	
③	介護支援専門員証の <u>原本</u>	紛失された方は必ず申請書の下段にも署名してください。

### 3 チェックリスト（申請前に必ずご確認ください。）

確認事項	チェック欄
(1) 記入漏れはありませんか。	
(2) 必要書類①～③は全て揃っていますか。	
(3) 介護支援専門員証は添付していますか。紛失されている場合、申請書下段にも署名はありますか。	

4 提出先 兵庫県健康福祉部高齢政策課 計画・審査班  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1  
TEL 078-341-7711 (内線3109)

※提出の際、郵便の種類は特に指定しておりません。